

権利侵害申立てに関する委員会決定

申立人 A、 B、 C、 D、 E
被申立人 株式会社 TBSテレビ

苦情の対象となった番組

『みのもんたの朝ズバッ！』における「8時またぎ」のコーナー

放送日時

2008年2月13日（水）午前7時30分過ぎ～

VTR部分 8分20秒

スタジオトーク部分 6分50秒

本決定の概要

本件申立ては、2008年2月13日放送の『みのもんたの朝ズバッ！』（以下「本件放送」という）において、男児が綿菓子の割り箸を口にくわえたまま転倒し、のどを貫いた割り箸の先端部分が脳にまで達した結果死亡した、いわゆる「割り箸事故」で、その治療に関与した医師の責任の有無をめぐる民事裁判の判決内容の報道ならびに論評が行われたが、その内容が当該医師の名誉と信用を毀損し、その家族に精神的被害をもたらしたとしてTBSに対して謝罪放送等を求めたものである。

当委員会は、審理の結果、本件放送は、当該医師の名誉を毀損するものではなく、また申立人ら家族の精神的圧迫感もその侵害が社会通念上許された限度を超えとは認められないが、放送内容及びその前提となる放送態勢において、民間放送連盟とNHKが制定した『放送倫理基本綱領』における「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」との定め反するなど重大な放送倫理違反があると判断し、TBSに対してしかるべき措置をとることを勧告する。

当委員会決定は以下の構成をとっている。

事案の内容と経緯

- 1．申立てに至る経緯
- 2．放送内容と問題点
- 3．申立人の申立て内容
- 4．被申立人（放送局）の答弁

委員会の判断

- 1．事実の認定と判断
- 2．放送倫理上の問題および権利侵害の有無

結論と措置

審理経過

事案の内容と経緯

1．申立てに至る経緯

株式会社TBSテレビ（以下「TBS」という）は、1999年7月、男児が割り箸をのどに刺して死亡した事故、いわゆる「割り箸事故」（以下「本件事故」という）をめぐる民事裁判の判決について、2008年2月13日のニュース情報番組『みのもんたの朝ズバッ！』において放送した。

2008年5月、本件事故で亡くなった男児の担当医師である申立人A（以下「申立人A医師」という）、申立人B（同医師の配偶者）、申立人C（同医師の母）、申立人D（同医師の兄）及び申立人E（同医師の姉）は、被申立人に対し、電話で番組内容が事実と反し、公平でないとして謝罪放送を求める旨の抗議をした。以後、メールで数回のやり取りを行い、被申立人は直接会って話し合いたい旨伝えたが、申立人らは、「TBSはどのような対応をとるのか」との質問に対して、TBS担当者からの具体的な回答がないため、直接会って話をしてもひとたび低下した社会的な評価が回復するわけでもなく、会う意味がないということであった。結局話し合いは平行線に終わり、申立人らは2009年2月6日、放送と人権等権利に関する委員会（以下「当委員会」という）に申立書を提出し、当委員会は本年4月21日開催の第146回委員会において審理入りを決定した。

2．放送内容と問題点

（1）本件放送

本件放送の内容は、別紙添付のとおりである。

司会者であるみのもんた氏が民事裁判における原告の請求を棄却する判決があった

ことを「民事でも無念の涙」と紹介したうえで、ナレーションの入った映像部分（以下「VTR部分」という）が放送され、その後、このVTR部分を前提として、スタジオで司会者やコメンテーターが論評や感想を述べた。（以下「スタジオトーク部分」という）

（２）問題とされているナレーションと発言

申立人らが事実誤認もしくは偏頗であるとして名誉毀損と放送倫理違反を主張するところは、次の から までのナレーションまたは司会者もしくはコメンテーターの発言である。

〔発言順。別紙「放送内容」において下線を付した部分〕

「...傷に塗り薬をぬっただけ...」（ナレーション）

「まあ、疲れて眠っているので、休ませてくださいって...」（ナレーション）

「ちょっと乱暴じゃないかと思う判決、...さあいかがですか」（司会者みのもんた氏の発言）

「これを見てですね、非常に不可思議...そういう判決でした」（コメンテーターF氏の発言）

「...あの、まずですね。...私はしましたね」（コメンテーターF氏の発言）

「...そうですね。ちょっと気がそがれちゃうって気がしないでもないですねえ」（コメンテーターF氏の発言）

「（カルテの改ざんにつき）...そこにはあまりふれていないですね」（コメンテーターF氏の発言）

「...私みたいな、ど素人が考えても、『刺さっちゃったんです。怪我してる。ああ、この角度で、そういう状態で、脳に損傷はないのかな』、素人でも考えますよね。...何か、万全の体制...」（司会者の発言）

「ちょっとそういう意味ではね、足りなかった。あの、特に、ぐったりしていたってお母さんが言ってますよね」（コメンテーターG氏の発言）

「...行うことは行ったんですが、それが不十分だったということですね。」（コメンテーターF氏の発言）

３．申立人の申立て内容

（１）本人に対する名誉毀損と家族が受けた精神的被害について

申立人A医師は、事実誤認及び捏造ともいえる本件放送により、社会的評価が低下し、その名誉、信用を毀損された。

本件放送の中では、「A」の実名は使用していないが、「杏林大学病院」の名称が使用されていること、また、判決日前後の各メディアの報道において実名と「杏林大学病

院」の名称が使用されているのみならず、現在の勤務先の病院のホームページに申立人A医師の氏名と写真が掲載されていることから、本件放送の視聴者や同申立人が担当する外来の患者は、同申立人の氏名が「A」であることを容易に知ることとなる。また、放送がなされたことで、勤務先の病院と協議の上、放送当日診療を休むこととなり、自宅待機を余儀なくされた。

さらに同申立人は、本件放送後数日にわたり、氏名を記載したネームプレートを裏返して使用し、患者に無用の不安を与えることがないように配慮することを強いられた。

また、申立人A医師の家族である他の申立人らは、本件放送にかかる視聴者受けを狙った商業採算ベースの不正確な誤報により精神的に痛めつけられることになった。

(2) 放送倫理違反について

本件放送において、次のような放送倫理違反がある。

ア 一方に偏った取材、不公平な報道

本件放送にあたって申立人側に対し一切取材がなされず、男児の両親側に対してのみ取材をし、その一方的な見解を放送した。

申立人より本件事故に関する著作について名誉毀損を理由に提訴された経緯のあるF氏を専門家ゲストとして招いたことは公正さに欠ける。

イ 不正確な報道、事実の捏造

過失の有無に関する前提事実に誤りがある。

F氏のコメントが法律学的、医学的に著しく不正確かつ偏頗である。

民事判決の認定事実中に男児が「ぐったり」としていたとの認定はない。

ウ 過剰な演出、不適切な字幕・音声による報道

(3) 放送局に求めること

ア 訂正放送

イ 謝罪放送

ウ 文書による謝罪

エ 被申立人のホームページでの謝罪、本件放送における司会者自身の口頭による謝罪、及びコメンテーターの口頭による謝罪

4. 被申立人(TBS)の答弁

(1) 名誉毀損と家族が受けた精神的被害について

本件放送は、一つの医療事件をめぐって、医師に過失ありとした刑事判決と過失なしとした民事判決を比較しながら、公共性、公益目的の観点から救急医療にあたる医

療機関には「最善の注意」を尽くしてもらいたいという観点から企画、編集したものである。また、申立人A医師の個人名を伏せるなど、特定の個人を誹謗中傷することのないよう配慮した。

したがって、申立人らの名誉を毀損し、精神的圧迫感を生じさせたとの認識は持っていない。

(2) 放送倫理違反について

ア 一方に偏った取材、不公平な報道

本件放送は事故そのものの報道ではなく、判決内容に関する報道であって双方の主張を踏まえて判決内容も伝えており、「両親の立場に偏した報道」には当たらない。したがって申立人A医師及び担当弁護士に対する「事前取材」がなかったとの指摘についても、刑事裁判と民事裁判のそれぞれの第1審判決を比較するに際しては、必要不可欠なものではないと考える。

イ 不正確な報道、事実の捏造、過剰な演出、不適切な字幕・音声による報道

本件放送は、判決要旨にしたがって綿密に構成しており、指摘された「事実誤認」についても、それが判決要旨に記載されていることを確認している。過剰な演出、不適切な字幕・音声はない。

(3) 申立人の要求に対して

本件放送は、「過失の有無」につき判断の分かれた一つの事件をめぐる刑事判決と民事判決を比較しながら、医療機関には「最善の注意」をしてもらいたいとの国民の願望を訴えたもので、全体として特定の個人を誹謗中傷するような内容とはなっていない。

したがって、本件放送は、社会的関心を集めた事件の「裁判報道」として許された範囲を逸脱したものではなく、個人の名誉を毀損し、精神的圧迫感を生じさせたものではないと考える。

委員会の判断

1. 事実の認定と判断

(1) 当委員会の判断の視点

当委員会は、当然のことではあるが、申立人ら医療側と割り箸事故被害者遺族との間で紛争になっていた「医療事故」問題の責任についてどちらの主張が正しいか、申立人A医師の診療行為についての過失の有無について判断を異にした刑事と民事の判

決のどちらが正しいかという問題に立ち入るものではない。

あくまで放送前日に言い渡された同事故に関する民事第1審判決の報道が判決内容を正確に報道しているかどうか、視聴者に誤解をもたらさないか、また報道に基づく論評、コメントが適切に行われていたかどうかという視点から検討するものである。

申立人らが指摘する「事実誤認もしくは偏頗と思料される報道内容」は、 からまでのナレーションまたは発言である。当委員会は、まず、これらについて個別に検討するとともに、その検討を踏まえたうえで、本件放送が全体として関係者の人権等との関係において、放送倫理上もしくは権利侵害という観点から何らかの問題があったかどうかについて判断した。

また、当委員会は、社会的な関心の集まる裁判についての報道が自由闊達に行われることは民主主義社会においてはいささかも制約されるべきではなく、むしろ促進されるべきであるとの立場に立っていることをあらかじめ明らかにしておきたい。

(2) 個別的検討

「...傷に塗り薬をぬっただけ...」(ナレーション)

「まあ、疲れて眠っているので、休ませてくださいって...」(ナレーション)

上記2つのナレーションについて申立人らは、「そのような事実認定は、民事・刑事の判決のいずれにおいてもなされていない」から正確な報道ではないとしている。これに対して被申立人は、 、 いずれも民事裁判判決要旨に記載されているから事実誤認でも偏頗な伝え方でもないと反論している。

で指摘されたナレーションは、「担当の当直医は傷に塗り薬をぬっただけで」というものである。この点については、民事裁判判決の「認定した事実」に「被告Aは、Hに『しみるよ』と言って、消毒液を付けた巻綿子で口腔内の受傷部位を消毒し、続けてケナログ(消炎剤及び抗生剤を含んだ軟膏)を巻綿子に付けて傷口に塗布した」(民事裁判判決要旨の別紙「認定した事実」10頁4行目)とあり、ナレーションはこれに基づいて行われたものと思われる。また、 の「疲れて眠っているので休ませてください」という表現についても、同じく、民事裁判判決の「認定した事実」で「被告Aは、原告に対し、疲れているのでその日はゆっくり休ませること」(前記「認定した事実」10頁8行目～)との記載がある。

したがって、 及び のナレーションの表現は、いずれも内容に若干の違いはあるものの、裁判所の認定事実から著しく離れた不正確なものとは言えない。

申立人は について、「ぬっただけ」と表現されたことを問題にしているものと思われるが、「治療行為」に限っていえばあながち事実と反するとまでは言えない。

「ちょっと乱暴じゃないかと思う判決、...さあいかがですか」(司会者みのもんた

氏の発言)

この発言に対して申立人らは「乱暴でないことは自明であるとともに、著しく主観に偏し、バイアスがかかった表現である」と指摘している。

たしかにこの発言は、民事裁判判決の内容を正確に踏まえた上での適切な表現とは思えず、やや挑発的ではあるが、本件番組の性格からしてコメンテーターのコメントを促すイントロ的部分であって、これに対してコメンテーターが反対の意見を表明することも期待できる場面であるから、司会者の冒頭発言としては特段問題とするにはあたらず、これだけで正確性を欠くとか、申立人の評価に何らかの不当な影響を与えたとは言えない。

「これを見てですね、非常に不可思議...そういう判決でした」(コメンテーターF氏の発言)

このコメントは、司会者の「原告の請求を棄却。いかがですか？」という問いに答えたものである。すなわち、「これを見てですね、非常に不可思議で、私はとても不思議に思いましたね。一般的にですね、刑事裁判というのは立証責任がもっとずっと難しく、民事の方が例えば刑事で無罪になっても、民事の方でむしろ有罪というか、請求が認められることが多いわけですけど、今回ちょうどそれが逆になったので、一般的に考えてちょっと不思議だなと思う、そういう判決でしたね」というものである。

申立人らは、このコメントは専門家の発言としてはいかにも軽率であり、視聴者を誤導するものであると指摘しているのに対し、被申立人は、このコメントは刑事、民事の裁判に関する一般論に過ぎず、申立人A医師を誹謗中傷するものではないと反論している。

当委員会としては、このコメントは当然今回の民事裁判判決を念頭に置いた発言とみられるが、刑事裁判と民事裁判の証明責任についての一般論を説明したうえで、コメンテーター個人の感想として述べたもので、発言中「一般的に考えて」という留保をつけていることから見ても、民事裁判判決についての具体的論評という次元で行われた発言ではないので、直ちに申立人A医師の評価にかかわるものとは言えないと判断する。

「...あの、まずですね。...私はしましたね」(コメンテーターF氏の発言)

このコメントの詳細は、「刑事で非常に厳密に医療的ないろんな問題を検察がきっちり詰めていって、医師の過失をある程度認めさせたわけです。ところが、民事ではほとんど考慮されなかったということで、もちろん民事と刑事は違うのですが、裁判としては。そこのところが何かもう最初に判決ありきなのかという

印象が非常に私はしましたね」というものである。

申立人らは、このコメントは のコメントとあわせ、視聴者をしてより一層誤った確信に至らせるものであると主張し、被申立人は、そのようなコメントではないと反論する。

しかし、このコメントは よりも踏み込んだコメントであって、次の のコメントにつなげる発言である。とくに過失の有無について「検察はきっちり詰めたが、民事ではほとんど考慮されなかった」、そして「初めに判決ありき」という表現は、明らかに の発言の前提として本件民事裁判判決に対する印象的評価を述べたものである。この発言は判決内容との関係において具体性を欠いているので、これのみによって直ちに申立人A医師の評価にかかわるとまでは言えないが、のちに詳しく述べるように、専門家コメンテーター（ちなみにF氏の紹介テロップには「医療・健康を中心に取材、執筆するジャーナリスト 著作に『医療事故』など」とある）としての発言と見ればやや軽率との感を免れない。

「...そうですね。ちょっと気がそがれちゃうって気がしないでもないですねえ」（コメンテーターF氏の発言）

この発言は、「この程度の医療水準でも、まあいいのかと。非常に高度な救命救急センターの中で、...頑張っているドクターたちのプライドを傷つけるんじゃないかと。多くのドクターたちはもっと真剣にきちんと診断とか診察をしていると思うんですけど、どんなところに行ってもこの程度で許されてしまったら、頑張っているドクターたちは、逆にですね、何かちょっと気がそがれちゃうって気がしないでもないですね」という部分を指している。

この発言について申立人らは、申立人A医師の社会的評価を低下させるものであると主張するのに対し、被申立人は、刑事裁判判決で認められた「過失」の存在を民事裁判判決では認めなかった点をとらえて、「医師には最善の注意義務を払っていただきたいし、緊急医療の現場では多くの医師が頑張っている」という指摘を行ったものであると反論している。

この点について当委員会は、この発言中の「この程度の医療水準」という表現は、申立人A医師の診療行為に具体的に関連させた発言であり、これに「非常に高度な緊急医療」及び「非常に厳しい救急医療の現場で頑張っているドクターたち」という表現を対置させることによって、申立人A医師の本件診療行為が「低レベル」であると思わせるものとする。また、その「ドクターたちのプライドを傷つけるんじゃないか」、「多くのドクターたちはもっと真剣にきちんと診断とか診察をしていると思う」という発言部分と本件診療行為を比較させることにより、申立人A医師の本件診療行為が「真剣にきちんと」なされたものではないと

思わせる評価を伴う発言であって、のちに述べるように、論評の前提たる事実(民事裁判判決の内容)の把握において正確性を欠き、その結果、申立人A医師の社会的評価を低下させるものであると判断する。

(カルテの改ざんについて)「・・・そこにはあまり触れていないですね」(コメンテーターF氏の発言)

このコメントについて申立人らは、民事裁判判決では、「あまりではなく、まったく触れていない」にもかかわらず、申立人A医師がカルテの改ざんをしたことについて、同判決が少し触れているという誤った認識を視聴者に生じさせて、申立人A医師の社会的評価を低下させたと主張している。

これに対し被申立人は、このコメントは、レギュラーである他のコメンテーターの「刑事のときには、カルテの改ざんというものも裁判所で認定されましたよね。この話は民事ではどうなったのですか」という質問に対する回答であり、民事裁判と刑事裁判の違いに焦点を当てた放送であることから、「カルテの改ざん」についての認定についても議論が及んだものにすぎないと反論している。

この点については刑事裁判の第1審の判決要旨において、「カルテのうち、検察官指摘の上記の記載を含めた、『意識レベルの低下、出血の増強した時には再度来院を指示』、『髄膜炎の可能性...(中略)...』の各記載については、すべて被告人がHの死亡後に書き加えたものと認めた。そして書き加えた理由については、(中略)落ち度があったことを自覚し、これを取り繕おうとしたことによるものと認めた」と記載されている(刑事裁判判決要旨7頁7行目～)。

しかし、コメンテーターの発言は、「刑事裁判では問題にされた改ざんについて民事裁判の判決についてはどうか」と問われている以上、「そこにはあまり触れていないですね」というのは「少しは触れている」というのと同じ意味であって、判決内容との関係においては事実と反する発言である。これは民事裁判判決の読み方が十分でないことを示しており、このことによって申立人A医師または病院に対する評価に何らかの影響を及ぼしているものと考えられる。

「...私みたいな、ど素人が考えても、『刺さっちゃったんです。怪我してる。ああ、この角度で、そういう状態で、脳に損傷はないのかな』、素人でも考えますよね。...何か、万全の体制...」(司会者みのもんた氏の発言)

この発言について申立人らは、申立人A医師が「ど素人が考えてもわかる」ことを処置できなかった医師であると視聴者に認識させることにより、同申立人の社会的評価を低下させたと主張している。これに対し被申立人は、この発言は、「大学の付属病院であれば設備も整っているのに、万全の態勢をとってもらいた

かった」という素人としての願望を述べたものであると反論している。

当委員会は、司会者のこの発言が、その意図が被申立人の反論と同様のものであったとしても、判決内容を全くと言っていいほど正確に認識しておらず、上記及び のコメンテーターの発言に触発された勇み足的な発言であって、申立人 A 医師が「素人が考えてもわかる」ことを処置できなかった医師であると、視聴者に認識させるものであると考える。判決内容についての正確な認識を欠き、同申立人に対しては侮辱的であるとも言え、その社会的評価を低下させているものと判断する。

「ちょっとそういう意味ではね、足りなかった。あの、特に、ぐったりしていたってお母さんが言ってますよね」(コメンテーター G 氏の発言)

申立人らは、この発言 の発言とあわせ、事実を誤認もしくは捏造し、視聴者を誤導すると主張するのに対し、被申立人は、刑事裁判の判決の認定に基づくものであって、そのような指摘はあたらないと反論している。

当委員会は、この発言は、コメンテーターが V T R 部分を見て、その中の母親の発言をふまえての感想、すなわち、男児がぐったりしていたのだから、病院側でその診療にあたり万全の体制がとられるべきであったのに、「足りなかった」という感想を述べたに過ぎないものとする。

そして、その感想の前提となる母親の発言については、民事裁判の判決では、「ぐったりした状態」とは明確には認定されていないものの、刑事裁判の判決で、「H は意識レベルが低下してぐったりした状態であり」と認定されている(刑事裁判判決要旨 6 頁 9 行目)

したがって、「そのような認定は、民事・刑事裁判の判決において、いずれもなされていない」との申立人の指摘はあたらないし、視聴者に誤解を生じさせるものとは言えない。

「...行うことは行ったんですが、それは不十分ということですね。」(コメンテーター F 氏の発言)

このコメントは、「医療ミスを争う裁判、大半は医師が行った診察、治療行為で起きたミスの責任を争う。(中略)今回は、医師が診察、治療行為を行わなかったことがミスかの責任を争う。証明するのが難しい」という司会者の問いかけに対する回答である。

申立人らは、このコメントは、視聴者をして、何ゆえに過失がないのか、遺族が敗訴するのか「不思議」であるという思いを確信に至らせ、視聴者を誤導すると主張する。これに対し、被申立人は、この発言も、刑事裁判の判決の認定に基

づくものであって、そのような指摘はあたらないと反論している。

当委員会は、刑事裁判の判決では申立人A医師の過失が認定されており（刑事裁判判決要旨6頁12行目～）当該発言はそれをもとに本件診療行為が「不十分」としたものであると考える。民事裁判の判決では同申立人の過失が認められなかったのであるが、刑事裁判の判決を念頭に置いたコメンテーターの発言には一応の根拠がある。

しかし、本件放送の趣旨からすれば、専門家コメンテーターとしては、民事事件においては申立人A医師の過失がなにゆえ否定されたのかということを確認に踏まえ、同申立人の医療行為が不十分であったというのであれば、正確にその根拠を示すべきではなかったか。刑事裁判判決の認定から受けた先入観でコメントしたものと見られるこの論評は、民事裁判の判決要旨を正確に読み込んだ上での発言とは思えず、不適切であると考えます。

（3）全体的な評価

ア 以上、申立人らが提起した から の個別的論点を検討した限りにおいても、それぞれ大なり小なり問題点を含むものとなっている。

当委員会は、本件放送全体のトーンを見ても、治療現場における申立人A医師の処置についての過失の有無に関する刑事裁判と民事裁判の第1審判決の相反する認定に対する関心に重点を置きすぎ、両判決の認定結果だけを対置して、遺族側が民事裁判判決に対して持つであろう不満を増幅させる内容になっていることに注目せざるを得ない。

被申立人は、本件放送の企画意図として、治療現場における申立人A医師の処置についての過失の有無に関する刑事裁判と民事裁判の第1審判決で相反する認定があったことを起点として救急医療の在り方を考え、そこで診療にあたる医療機関に「最善の注意」を尽くしてもらいたいということを訴えたかったという。

しかし、その企画意図を全うするためには、対象とする素材が医療と裁判という極めて専門性の高い分野にかかわる問題であるとともに、医療裁判の当事者双方が提出した膨大な証拠とこれに基づく裁判所の判断の結果に関することであるだけに、放送に至る過程においてその内容を十分に理解して適切な問題設定を行い、制作サイドのモチーフを明確にしたうえで出演者を含めて周到な準備をすることが求められる。それが適切に行われなかった場合には、判決の内容について間違った印象を視聴者に与えることになるだけでなく、その医療にかかわった関係者（医師側・患者側を含めて）に対する社会的評価に不当な影響を与え、その名誉や信用を傷つける結果を招くことにもなりかねない。

イ そこで本件放送の内容並びにその基となった本件事故に関する刑事、民事の両

判決の内容を検討するとき、いずれの判決も男児の死亡について申立人A医師の責任は認められないという結論であった。しかし、本件放送はこの点は事実上二の次にして、刑事裁判判決では同申立人の診療上の過失を認め、民事裁判判決ではその過失を認めなかったという、「素人の目」からは不思議と思われるであろう点に焦点を当てたものである。たしかに、結果的な責任がどうであろうとも、診療の際の医師の注意義務・過失の有無は医療裁判の重要な要素であるから、このことを通じて医療の在り方を根本的に考えてみようという問題意識は十分理解できる。

しかし本件放送では、民事裁判判決が申立人A医師の過失を否定したことについて、判決が示した判断根拠を誤った形で伝えた上で、刑事判決の結論によって形成されたとと思われる先入観を前提に、ことさら遺族側に寄り添うかのような否定的論評、コメントを繰り返した。

当委員会は、本件放送の前日に言い渡された民事裁判判決について、果たして担当者において周到な検討が行われたのか、その読み方が浅薄ではなかったか、両判決を比較するにあたって民事における過失論について正確な認識に達していなかったのではないか、さらに放送前に専門家コメンテーターらに対して企画意図に沿う有意義なコメントを得るに足るだけの情報提供をするなど、十分な準備がなされていなかったのではないかと疑念を持つに至った。これらのことがなされていれば当然放送内容にも反映したであろうと思われるからである。

ウ 以下 判決要旨に関する摘示が正確性を欠いていることについてさらに詳しく述べる。

刑事裁判の判決要旨においては、「被告人としては、考えられる病態の1つとして、割り箸が頭蓋底に強く衝突し、その衝撃により、脳の頭蓋底に接する部分等に出血を起こすなどの損傷が生じた可能性を想定すべきである」として予見義務があったことを認定し、これを前提として、「ところが、被告人は、本件は軟口蓋の単なる裂傷にすぎないと軽信し、傷口に消毒薬等を塗布し、抗生剤等を処方しただけでHを帰宅させてしまった」として結果回避義務違反を認定している。ただし、刑事裁判判決は、「本件割り箸片により挫滅した左頸静脈を再建することがHの死を回避する唯一の措置であるところ、仮に被告人がHを直ちに脳神経外科医に引き継いでいたとしても、脳神経外科医において左頸静脈を再建することは技術的・時間的にみて極めて困難であったと認められる。したがって、Hの救命可能性はもとより、延命可能性も極めて低かったとの合理的疑いが残る」という理由で過失と死亡との因果関係の存在を否定し、申立人A医師には責任が認められないとの判断を明らかにしている。

他方、民事裁判の判決要旨では、「被告Aの診療行為とHの死亡との間に因果関

係があると認めることはできない」と、刑事裁判判決と同じ見解を述べるとともに、申立人A医師の診療上の過失の有無については、

割り箸が頭蓋底を穿破した（突き破った）可能性を考えるべきか

割り箸が頭蓋底に当たってその衝撃で頭蓋内に損傷が生じた可能性を考えるべきか

割り箸が頸静脈孔を通して頭蓋内に刺入した可能性を考えるべきか

頭部打撲による頭蓋内損傷を疑うべきか

嘔吐があったことについて中枢神経系の疾患の可能性を除外した診断に合理性を欠くものであったといえるか

の各論点について検討を加え、それぞれ理由を述べていずれも否定したうえで、

「Hが嘔吐し、頻回に嘔気を催していたことを考慮しても、口腔外傷に関する医療水準や解剖学的・臨床学的知見、Hの意識レベル、バイタルサイン、神経学的症状等の身体状態、受傷機転、受傷部位の状態、頭蓋内に残存していた割りばし片が確認困難であったことにかんがみ、診療当時の臨床医学の実践における医療水準に照らすと、被告Aにおいて、割りばしの刺入又は頭部打撲を原因としてHに頭蓋内損傷が生じている可能性がある」と診断すべき義務があったということとはできない」（判決要旨本文16～19頁）と判断している。

判決は、さらに、司法解剖において、「Hの頭蓋内に、軟口蓋から頭蓋底の左頸静脈孔を通して小脳に刺入した長さ約7.6センチメートルの割りばし片が残存していることが判明した」（判決要旨4頁）こととの関係において、上記論点では、「そのような例が本件以前に報告されたことが全くなく、頸静脈孔を指摘した上でのその具体的な可能性が論文等でも指摘されたことはなく、頸動静脈損傷を疑わせる大量の出血や頸静脈孔内の迷走神経、副神経、舌咽神経の損傷に伴う神経学的な障害を生じていたことを認めるに足りる証拠がなく、さらに、軟口蓋を刺したとされる割りばしが持参されず、H本人が割りばしを抜いたと告知されていたことから、傷の深さは子供の力でも割りばしを容易に抜去することができる程度にとどまると考えることが通常であることなどを考慮すると、これを否定するのが相当であると判断される」としているのである。

エ そこで次に、本件放送において上記判決理由がどこまでの確に要約されて報道されているかを検証する。

裁判長「原告の請求を棄却する」...その理由は両親にとって全く信じられないものでした（VTR部分ナレーション）

判決で東京地裁は「Hちゃんのけがした部分の外傷については当時医療水準が確立されている状況になく、医師の裁量が許される領域である。割りばしが頭に残っている可能性を考慮しない診断であっても自然なことで、何ら過失はな

い」として両親の訴えを退けたのです。(VTR部分のナレーションと「」内と同文のテロップ)

昨日の民事裁判。「当時の医療水準は確立されている状況になく、医師の裁量が許される領域だった。割り箸が頭に残っている可能性を考慮しない診断でも、自然なことで何ら過失はない」と。ちょっと乱暴じゃないかと思う判決。(司会者発言と前記テロップと同文のフリップ)

判決理由について触れる部分はこれにとどまる。

当委員会としても、本件のような番組において上記のような理由摘示をどのようにすれば的確に要約できるか、その困難さは理解できる。

しかし、本件放送では、判決が当時の医療水準から見て申立人A医師の過失は問えないとした実質的な根拠について一言も触れていないというのが事実である。

しかも、この本件放送において示された上記、の要約は判決における裁判所の判断中には見当たらない文章を用いたもので要約にもなっていない。この文章は、判決が、被告(医療側)がこう主張していると述べた部分(判決要旨7頁)にあるもので、被申立人はこれをそっくりそのまま民事裁判の判決の内容だとして流用した形で放送したのである。

一方の当事者が主張したことを、裁判所の判決にあることと思わせる手法で使用していること自体、単なるミスではすまされない誤りで、すり替えといわれても仕方がないものである。

同じような内容だからいいではないかとの反論があるかもしれないが、裁判所の判断が具体的な事案に対する詳細な検討を踏まえて、この個別の事件に限って、そこまでの可能性があるとして診断すべき義務があったということはできないとした判断(前記下線部分)であるのに、本件放送は「裁量の許される領域」という判決にはない一般性のある言葉を用いたことで、視聴者に対し、救急医療には医師が簡単に免責される「領域」というものがあるとの認識を持たせている、さらに民事裁判の立証責任の原則から「証拠上そこまでは言えない」という趣旨の判決に対して「自然なことで何ら過失はない」という断定的な表現を用いることで、ことさらに印象度を強める結果になっていることから見ても、事実報道としての正確性にも問題がある。

このことで民事裁判判決が、救急医療において求められる診療レベルのハードルを不当に引き下げたかのような歪んだ認識に視聴者を導きかねないものとなっている。このことが前記 および の「この程度の医療水準」とか「ど素人が考えても」といったコメンテーターや司会者の発言に影響している可能性を否定できない。

本件放送が、「同じ医療事故で刑事と民事が過失について正反対の結論を出し

ました。これは不思議なことですね」といった井戸端会議的なレベルで構成されるものなら、裁判所の判決をわかりやすく表現したと言え、それもありうることとして、当委員会としてとやかくいうことではないかもしれない。しかし、被申立人が言うように、本件放送は「刑事裁判と民事裁判のそれぞれの第1審判決の要旨にしたがった綿密な構成をとって、両判決を比較しながら、医療機関には『最善の注意』をしてもらいたいとの国民の願望を訴えたもの」(答弁書、再答弁書、ヒアリング等)というのであれば、このような要約(実は用語からいっても裁判所の判断の要約にはなっておらず、被告医療側の主張の要約でしかなかった)でその企画意図が満たせるわけではない。

刑事裁判判決において申立人A医師の過失を認め、民事裁判判決において過失を否定したことが「不思議」であるというのであれば、二つの判決において過失の有無を判断することになった事実の認定に違いはないか、民事裁判においてどのような証拠が調べられ、どのような評価をしたか、とくに民事判決が言及した「臨床医学の実践における医療水準」という、刑事裁判判決にはなかった判断論拠とはいかなるもので、そのような視点に立ったことが妥当であるかなど、多角的で詳細な検討が行われなければならないはずである。

ところが本件放送は、刑事裁判判決で認められた「過失」の存在を民事裁判判決では認めなかったという「不思議さ」だけを強調し、事実報道として要旨の示し方を誤ったばかりか、ついに判断の根拠を具体的に示すこともなかった。そしてその結果、番組が目的としたという救急医療現場が抱える問題点については一切触れることさえできず、ただ「不思議さ」に首をかしげ、こんな判決では遺族がかわいそうという基調に立ってVTR部分とスタジオトーク部分とを展開したものであって、その意図との対比においては企画倒れのずさんな番組作りというほかなく、同時にその不正確さのゆえに関係者に迷惑をかけかねないものになったと評価せざるを得ない。

(4)小括

以上から、本件放送は、前記 から までの発言等を含む全体として、刑事裁判と民事裁判の両判決が申立人A医師の責任を認めていないという点において共通しているにもかかわらず、刑事裁判で認められた過失の存在を民事裁判判決では認めなかったことを問題にしながら、民事裁判判決が申立人A医師に過失なしとした根拠を具体的に示すことなく安易な批判的論調で構成したことについて不適切と評価せざるを得ない。また、上記 から までの申立人が指摘する発言部分についてはすべてとは言わないが、特に 及び は申立人A医師の社会的評価を低下させるものであったと認められる。

2. 放送倫理上の問題および権利侵害の有無

本件放送に関する以上の検討結果に基づいて当委員会は、まず本件放送に何らかの放送倫理上の問題がなかったか、そしてさらにそれが申立人らの法的に保護されるべき利益を侵害しているかどうかについて以下にその判断を示す。

(1) 放送倫理上の問題

申立人らは、本件放送は、上記 3.(2)のとおり、コメンテーターの選び方、一方に偏った取材、不公平な報道、不正確な報道、事実の捏造、過剰な演出、及び不適切な字幕・音声によるものであって、放送倫理に違反すると主張している。

これに対し被申立人は、上記 4.(2)のとおり、放送倫理違反にはあたらないと反論している。

当委員会は、本件放送については事実認定は上記 1.のとおりであって、意図的な事実の捏造、過剰な演出、不適切な字幕・音声（判決理由要約に関する問題は別途触れる）があったとは認めず、また、以前にその著書をめぐって申立人らから提訴されたことのあるF氏をコメンテーターに選んだことについても、被申立人がその事実を承知していたとは認められなかったため、その点においては放送倫理上の問題は指摘できない。

そこで、当委員会としては、放送倫理との関係においては、報道としての正確性、公平性の面に着目し、次の通り判断する。

ア 事実（判決内容）の摘示、解釈において正確性に問題はなかったか

本件放送は、すでに詳述したとおり、民事裁判判決において申立人A医師の過失が否定された理由について綿密に検討することを怠り、その結果同判決の趣旨を正確に伝えておらず、これを前提とする論評・コメントが正確性や適切さを欠くものになったと判断する。

また、判決理由の要旨のまとめ方、紹介の仕方に問題があったことはすでに詳細に述べたところであり、その手法にはそれ自体放送倫理違反が認められる。

さらに、上記1のナレーション、コメンテーターの発言、司会者の発言のうち特に と の発言は、上記1のとおり個別に取り上げても、結果として、視聴者をして、申立人A医師の本件診療行為が低レベルであると認識させ、同申立人の社会的評価を低下させたものと認められる。

すなわち、前記 において本件診療行為が「低レベル」であり、「真剣にきちんと」なされたものではないと思わせる評価を伴うものであり、上記 において同申立人が「ど素人が考えてもわかる」ことを処置できなかった医師であると視聴者に認識させるものとなった。

このように、判決理由の紹介の仕方を誤まるとともに、前記 及び の発言が、それぞれ、正確さを欠いた論評、コメントとなった点において、放送倫理基本綱領における「報道は、事実を客観的に正確・・・に真実を伝えるために最善の努力を傾けなければならない」との定めに違反する。

関連して次のことを付言しておきたい。

まず一つは、本件放送におけるフリップやテロップの内容である。本件放送のテーマでもある二つの判決内容の違いを示すフリップで、民事裁判の判決の要約として「割り箸が頭に残っている可能性を考慮しない診断でも自然なことで何ら過失はない」と表現している。このまとめ方についてはすでに詳しく言及したところである。

一般にフリップの使用は複雑な事実を視聴者に分かりやすくする上で有用な映像手法である。しかしそれが視聴者に直接的に与える印象度の強さからいえば、その作成にあたっては細心の注意を払うことが求められる。まして被申立人がヒアリングにおいて述べたところによれば、本件番組ではフリップが事実上放送の台本の役割を担うというのであるからなおさらといえよう。

またテロップも、発言者の発言内容を視覚的に訴える目的で使用されるのであるから同様の配慮が必要である。

二つ目は、本件放送で被申立人が意図したことは大いに意義があるが、問題が医療と法律という極めて専門性の高い分野に属する問題であることを謙虚に受け止めるべきだったということである。メディアは専門分野のことはわかりにくいとして敬遠することは間違いであり、むしろ、これと取り組むことはメディアの使命でもある。しかしそれを試みる以上、それなりの覚悟と十分な準備が必要である。また、速報性もテレビメディアが持つ特性である以上、二つの要請をどう調和させるかについて常に問題意識を持つべきである。このことについては、ニュース素材を得てから放送までにスタッフにおいてその内容についての十分な検討を行うこと、そして問題点を正しく掌握したうえで、社内外の専門家との協議、専門家コメンテーターの選択、出演者、司会者との十分な事前打合せによって情報を共有するシステムが必要である。

本件では、スタッフの間においてどれだけの議論が行われたかはつまびらかではない。司会者との打ち合わせは放送直前の限られた時間内で、すべてのテーマごとのスタッフが入れ替わり立ち替わり行うとのことである。なおF氏は6時頃入局したとのことだが、スタッフからF氏に手渡された判決要旨は本文27頁、事実認定を要約した別紙は20頁に及ぶものである。F氏の場合、スタッフとの個別の打ち合わせが行われたというのがその内容は定かではないし、同氏が判決要旨をどの程度読みこなしていたかも定かではない。

どんなに速報性が求められる案件であっても、視聴者を誤ませないだけの十分な準備がなされなければならない。

番組制作にあたって周到な準備をする必要があることについては、2007年8月6日BPO放送倫理検証委員会決定第1号「TBS『みのもんたの朝ズバッ!』不二家関連の2番組に関する見解」において既に指摘されているところである。

同委員会は、不二家の「賞味期限が過ぎていたチョコレートを再利用していた」とする内部告発を契機に制作した本件番組での放送について、「『朝ズバッ!』には台本がなく、司会者を含めた出演者が何を、どう発言するかは番組の流れと各人の裁量に任されている。それだけに番組制作スタッフが出演者に対して、扱うテーマについて過不足のない情報を事前に伝えておくことが大切になる」と指摘したうえで、「番組制作者間、また制作関係者と出演者との間の情報共有の仕組みの不備が、断定・断罪の番組主調を作り出し」と批判し、放送前における制作過程において十分な準備をする体制を整えるべきだとの提言を行っている。

これを受けて被申立人は、同年6月に被申立人の危機対応会議からの委嘱を受けて設置された同案件についてのTBS検証委員会から、同年11月16日、詳細な検証報告（被申立人ホームページにおいて公開されている）を受け、同日、BPO放送倫理検証委員会に対して報告書が提出されている。

この報告書で被申立人は、「番組制作体制の見直し」という項目において「当社は、番組制作体制の見直しと改革を進めるに当たって、以下の3点を主眼とする方策をすでに導入し、実践しています」として

- (1) 不十分な打合わせの解消
- (2) 情報共有システムの構築
- (3) 番組の制作・放送過程におけるチェック機能の強化

を挙げている。

当委員会は、同案件と本件放送とを同一に論じるつもりはないが、報道にあたっての教訓、特に事前の準備、出演者との情報共有の必要などには相通じるものがある。なにゆえ、同様の批判を免れないような番組作りが行われるのか、理解に苦しむとともに遺憾の意を表明せざるを得ない。

イ 公平性に問題はなかったか

申立人らの、本件放送は遺族よりの不公平な内容であるとの主張に対し、被申立人は、本件放送では裁判における病院や申立人A医師側の主張を踏まえた判決内容も伝えており、また、刑事裁判と民事裁判のそれぞれの第1審判決の要旨にしたがって、綿密な構成を行っており、公平かつ正確な報道になっていると反論する。

しかしながら、対立当事者にかかわる報道、論評においては正確性を欠いたがゆえに結果として公平性を欠くこととなることがある。

問題は主としてスタジオトーク部分にある。

当然のことながら判決批判は報道の自由の範疇に属し、原則的に自由である。むしろ活発に行われてしかるべきである。

しかし本件においては、すでに詳述したとおり判決の読み方がいかにもずさんであり、その内容が不正確となったがためにスタジオトーク部分において公平性を欠くものになったと同時に、VTR部分を含めて考えると、申立人らおよび一般視聴者に対し、構成全体として不公平感を抱かせるものになったと判断する。

したがって本件放送には、コメンテーターの発言、放送全体の構成において、『放送倫理基本綱領』における「報道は、事実を客観的かつ・・・公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」との定めを反する放送倫理違反があると言わざるを得ない。

(2) 名誉毀損、法的権利侵害の有無について

以上のとおり、当委員会は本件放送には放送倫理違反があると認めるものであるが、本件放送が前記「及び」を含む一連の司会者、コメンテーターの発言によって申立人A医師の社会的評価に影響を与え、これを低下させたものと認められるので、以下、この点について、同申立人の名誉の毀損等法律上の権利侵害が認められるかについてさらに判断する。

この点について、申立人らは、被申立人が事実誤認及び捏造を含む本件放送により、申立人A医師の、医師としての社会的評価を低下させて、名誉が毀損され、業務を妨害されたと主張している。

これに対し、被申立人は、4.(1)のとおり、反論している。

そこで、申立人の社会的評価を低下させたといえる本件放送の全体の構成並びに上記「及び」のコメントについて、さらに名誉毀損が成立するか否かを判断する。

一般に、「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益をはかることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される」(最高裁判決 1997.9.9)とされている。

この考え方は、現時点において報道の自由と人権との関係についての調整原理であ

り、当委員会もこれにしたがって検討した。

これを上記 及び のコメントについてみると、関係者の読み込み不足と準備不足によって判決内容自体に関する報道が正確性を欠き、この事実誤認に基づく論評、コメントとしてその内容は不適切なものになったと言えるが、本件放送は、被申立人が言うように判決報道を主体とし、これについての論評、コメントを加えるものであるから、前記論評、コメント部分もたしかに申立人A医師の評価に関連はするものの、直接同申立人に対する人身攻撃に及ぶものとは認められず、意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。

したがって本件放送においては司会者、コメンテーターらの上記発言が申立人A医師の名誉を毀損するものではなく、不適切なものになったことについての責任は被申立人の上記2.(1)の放送倫理違反に包摂されると考える。

また、申立人A医師の家族である他の申立人らは、以上の主張とは別に、「本件放送にかかる視聴者受けを狙った商業採算ベースの不正確な報道により痛めつけられた」と主張するが、心情は理解できるものの、放送内容との関係は、申立人A医師よりもさらに間接的であり、当委員会としてはそこまでの責任は問えないと判断する。

結論と措置

以上のとおり、当委員会は、本件放送は申立人A医師の名誉を毀損したものと認めず、また他の申立人らの精神的被害については上記の理由によって被申立人の責任を認めるものではない。

しかし本件放送の全体構成、上記 及び の論評、コメント並びにそのために作成したフリップでの判決要旨のまとめ方において、不正確、不公平な報道であって、その内容において、『放送倫理基本綱領』における「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」との定めに反する放送倫理違反があり、しかも前記のとおり、わずか半年前に同番組が放送倫理検証委員会において「放送前における制作過程において十分な準備をする体制を整えるべきだ」と指摘された経緯を考慮するとき、その違反は重大であるといわざるをえない。

ただし、申立人らが求めている訂正放送、謝罪放送等については、上記 及び のコメントの前提となる刑事裁判と民事裁判の判決要旨における過失の存否、程度に言及した部分については、両判決の解釈にかかわる問題であり、被申立人が本件放送の中で行った判決の説明が不正確、不十分であるが、必ずしも明白な誤りであったとまではいえないものであるから、いずれも必要ないと判断する。

したがって当委員会は被申立人に対し、本決定の趣旨を放送するとともに、今後は、報道、論評においてより正確性、公平性を確保するよう留意するとともに、制作関係

者における十分な事前準備と出演者らとの十分な打ち合わせと情報の共有化を図るよう勧告する。

審理経過

審理経過は下記の通りである。

年	月	日	審理内容等
2009	2	6	申立人から「苦情申立て」を受理
	3	12	TBSから「対応経過と見解」を受理
	3	13	TBSから「当該VTR」を受理
	4	8	申立人から「申立書(正本)」を受理
	4	21	第146回委員会 審理入り決定
	5	11	TBSから「答弁書」を受理、申立人に送付し「反論書」の提出を要請
	5	19	第147回委員会 審理
	5	25	「反論書」を受理、TBSに送付し「再答弁書」の提出を要請
	6	16	第148回委員会 審理
	6	29	第149回委員会 事務局から経過報告
	6	30	「再答弁書」受理、申立人に送付
	7	10	「反論書補充書」受理、TBSに送付
	7	21	第150回委員会 審理 起草委員選任
	8	4	第151回委員会 審理
	8	18	第152回委員会 ヒアリングと審理
	9	1	第1回起草委員会
	9	15	第153回委員会、「委員会決定」起草案を協議
	10	07	第2回起草委員会「委員会決定」修正案を協議
	10	20	第154回委員会「委員会決定」案を了承
	10	30	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会
(放送人権委員会)

委員長	堀野 紀
委員長代行	樺山 紘一
委員長代行	三宅 弘
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	坂井 眞
委員	武田 徹
委員	田中 里沙
委員	山田 健太

(別紙)

放送内容

番組名 「みのもんたの朝ズバッ！」

放送年月日 2008年2月13日放送

～スタジオ～

みの さあ、お待ちどうさまでした。今日の8時またぎ、まいります。

これは、かわいそうだ。Hちゃん、当時4歳ですよ。

ご両親、息子にかけ言葉もないよ。民事でも無念の涙です。刑事裁判と逆の判断、医師に過失はないよ。過失を問えないその理由とは…。

～VTR～

	チーン 線香を上げる
ナレーション (以下NA)	昨日午後、民事裁判の判決を受けて自宅に戻ってきた、Iさん一家。祭壇におかれた遺影に手を合わせた
父親	「Hちゃんの死が無駄にならないようこれからもがんばっていくという報告をしました」
NA	昨日の朝のI家・・・玄関には9年間 揃えられたままの小さな靴が置かれていました。
ビデオノイズ	「(Hちゃん)握手、握手して～」
NA	靴の持ち主はHちゃん、当時4歳。のどに刺さった割り箸が脳まで達し、帰らぬ人となったのです。家族はアルバムを開きHちゃんの写真を見ていました。
母親	「3人兄弟ってすごくあこがれていたんですね。長男、次男、三男なんですけど、名前ももちろん三までいけると思わなかったんですけど、長男は一、次男は二、Hは三をつけて誰がみても三人兄弟ってわかるような・・・」
	チーン 家族3ショット
NA	家族で支えあってきた9年。今もHちゃんの遺骨は、祭壇に置かれたまま・・・家族はまだ気持ちの整理がつかないといいます。
父親	「早く納骨して気持ちを切り替えたほうがいいんじゃないかとアドバイスしてくれる知人もいるんですけど、やはりそういう気

	<p>にはまだなれなくて・・・ここにHちゃんがいるんですね」</p> <p>「まだHちゃんにきちんと、あのときの治療が本当に適切だったのかどうかとかそういうことも含めて、まだ報告できていないので、それをだから今日、民事裁判の中で結果を受けて報告できればいいかなと思っています。</p>
母親	<p>「事故の直前の七夕の時に、正義の味方となって悪と戦いたかったというふうに書いて欲しいって まだ字が書けないので。それが私たちに託された願いであるというふうに思っているんです。」</p>
NA	<p>Hちゃんは正義の味方ウルトラマンが大好きでした。遺影の周りにもウルトラマンの人形がたくさん飾られています</p> <p>Hちゃんと8歳離れた兄Jさん、20歳。大学生になりました。今は亡き弟の夢だった正義の味方になる道を志しています。</p>
兄	<p>「僕も法曹の世界に入りたいと思うようになりました。弟の意思は僕と次男が引き継いで生きたいなと思っています」</p>
NA	<p>事故は9年前、1999年7月10日 東京・杉並区の盆踊り会場で置きました。</p> <p>当時4歳だったHちゃんは、綿菓子の割り箸をくわえたまま転倒しました。割り箸はのどに突き刺さり、Hちゃんは救急車で、東京・三鷹市の杏林大学病院に運ばれたのです。</p> <p>担当の当直医は、<u>傷に塗り薬をぬっただけ</u>でCT検査などはせず、入院の必要もないとしてHちゃんを帰宅させました。</p> <p>治療時間は5分間だったと母親のKさんは言います。</p>
母親 (発生当時)	<p>「このまま連れて帰って大丈夫なんですか。こんなにぐったりしているんですけどあの大丈夫なんですかと言ったら、まあ、疲れて眠っているので休ませて下さいって・・・」</p>
NA	<p>しかし翌日の朝、Hちゃんの容態は急変、帰らぬ人となりました。司法解剖の結果、のどを貫いた割り箸の先端部分7.6cmが頭の中に残り脳まで達していたことが分かりました。</p> <p>事故から3年たった2002年、東京地検は業務上過失致死罪で医師を起訴。</p> <p>そして、おととし3月。刑事裁判の一審判決で東京地裁は、Hちゃんの頭の中に異変があったことを疑うことは可能でCT検査や脳神経外科への相談をすべきだったと担当医の過失は認めました。</p> <p>しかし担当医の過失があっても、Hちゃんの命を救えた可能性は</p>

	極めて低かったとして担当医に無罪を言い渡したのです。
母親	「あのう、力を借りるためにウルトラマンを持って行きます」
N A	昨日、母Kさんは、かばんにHちゃんの写真とウルトラマンの人形を入れました。向かった先は民事裁判の判決がある東京地裁。Hちゃんの両親が刑事裁判とは別に担当医と病院を相手どり、およそ9000万円の損害賠償を求めた民事裁判。その判決が言い渡されたのです。
裁判長	「原告の請求を棄却する」
N A	その理由は両親にとって全く信じられないものでした。
	C M
N A	両親が当時の担当医と病院を相手どり、およそ9000万円の損害賠償を求めた民事裁判。昨日判決が言い渡されました。
裁判長	「原告の請求を棄却する」
N A	結果は敗訴、両親は呆然とした表情で裁判長を見詰めていました。 判決で東京地裁はHちゃんの怪我した部分の外傷については、当時医療水準が確立されている状況になく、医師の裁量が許される領域である。割り箸が頭に残っている可能性を考慮しない診断であっても、自然なことで何ら過失はないとして両親の訴えを退けたのです。刑事裁判では認められた医師の過失、しかし民事裁判ではその過失も認められませんでした。 今回の判決を受けて杏林大学病院側は「主張が認められ、ほっとしています。しかしHさんに対しては、あらためてご冥福をお祈りいたします」とコメントしています。
父親	何年かかるか分からないですけども、次回は必ずいい報告が来ると期待しててもらいたい。
N A	自宅に帰ってきた家族はHちゃんにいい報告をすることはできませんでした。
母親	しばらくHの写真を見ても言葉が思い浮かびませんでした。でもよく見ると「お母さんがんばってね、まだ諦めないでね」というような声が聞こえてきたような気がしたので、今はHのあの笑顔を見て、もう一回最初からがんばるからねっていうふうに言いました。
N A	両親は判決を不服として控訴する方針です。

～スタジオトーク～

みの氏がゲストコメンテーターを紹介した後

みの：今日おいでいただいたのは、まず、おととしの3月に刑事裁判がありました。そのときには、刑事では、「頭の中に異変があったと疑うことは可能だった。診察や検査が十分でなかったと医師の過失は認める。しかし医師の過失はあっても救命の可能性は、極めて低い状態だった。よって医師はこれに関しては無罪」(フリップで表示)こういう2段論法のような形、昨日の民事裁判では、「当時の医療水準は確立されている状況になく、医師の裁量が許される領域だった。割り箸が頭に残っている可能性を考慮しない診断でも自然なことで何ら過失はない」(フリップで表示)とちょっと乱暴じゃないかと思う判決、原告の請求を棄却。さあいかがですか。

F：これを見てですね、非常に不可思議で、わたしはとても不思議に思いましたね。一般的にですね、刑事裁判というのは、立証責任がもっとずっと難しくてですね、民事の方が例えば刑事で無罪になっても、民事のほうではむしろ有罪になる。有罪といたしますか要するに請求が認められるケースが多いわけですがけれど今回ちょうどそれが逆になったので、一般的に考えてちょっと不思議だなと思う、そういう判決でしたね。

みの：いちばん肝心なのはどの辺なのですか

F：あの、まずですね。刑事で非常に厳密に医療的ないろんな問題を検察がきっちり詰めていって、医師の過失をある程度認めさせたわけです。ところが民事ではそれがほとんど考慮されなかったということ、もちろん、民事と刑事は違うんですけども、裁判としては、そこのところが何かもう最初に判決ありきなのかなという印象が非常に私はしましたね。

みの：ですから昨日の民事裁判を文章に起こしますと「当時、医療水準が確立されている状況になく」と昨日の民事では言ってるんです。しかしおととしの3月には、刑事のほうでは「診察や検査が十分でなかった」とおととしすでにこういう診察、こういう検査をやっておけばといってる訳ですね。

F：そうです。そうです。

みの：しかし、今回は医療水準が確立されている状況になかったよと、これはずいぶん相反することですよね。

F：そうですね。逆にですね、この程度の医療水準でも、まあいいのかと。非常に高度な救命救急センターの中でまあこの程度の医療水準でもいいのかということになってしまおうとですね、逆に今非常に厳しい救急医療の現場で頑張ってい

るドクターたちのプライドを傷つけるんじゃないかと。多くのドクターたちはもっと真剣にきちんと診断とか診察をしていると思うんですけど、どんなところに行ってもこの程度で許されてしまったら、頑張っているドクターたちは、逆にですね、何かちょっと気がそがれちゃうっていう気がしないでもないですね。

みの：道さんね、なぜ文章におこしたかという、おととしの刑事の3月のこの文章と、昨日のじゃずいぶん違うんですよ。そこに僕は違和感を感じるんですよ。

道：おそらく民事裁判の場合、私ども予見可能性というんですけれども判決文全部読んでいないので軽々にはいえませんが、こういう頭に割り箸が残っている事態、あるいはそれで死に至るという事態を見通すことを予見することは出来なかったという立場に立ったんじゃないかと思うんですよ。でFさんおっしゃったように刑事と民事お互いを拘束しあうわけではないので、ただ同じ証拠の積み上げでどうしてそこが分かれたのかというのは、もうちょっと理由を知りたいところですね。

与良：刑事のときには、カルテの改ざんというのも裁判所で認定されましたよね。この話は、民事はどうなったんですか。

F：そこにはあまり触れていないですね。それからやはりここは、本当に日本でも有数の高度な救命救急センターですから、その医療水準っていうことももっと考慮に入れてほしかったというのはあるんですね。私たちが安心してそういうところに行っても、やはり見逃されちゃうのかなっていう気がするんですよ。

みの：今回の場合は、杏林大学、杏林大学の医学部の付属病院です。今回の件に関してこういうコメントが出ました「杏林大学としては、私共の主張が認められほっとしています。しかしHさんに対しては、あらためて心からご冥福をお祈りいたします。今後も引続き地域の人々から信頼を得られるよう全力をあげて努力して参ります」こういうことなんですね。ですから私これ見て杏林大学の立場もあるんでしょうけれども、診察や検査が十分でなかったって刑事で指摘されてることにに関して杏林大学側は十分だったって立場に立ってるんですよ。でも私みたいな、ど素人が考えても「刺さっちゃったんです。怪我してる。ああ、この角度で、そういう状態で、脳に損傷ないのかな」、素人でも考えますよね。そしたら例えば脳神経外科とか、レントゲン撮ってみようとか、あるいはCTスキャンに入ってみるとか、何か、万全の体制...

G：ちょっとそういう意味ではね、足りなかった。特に、ぐったりしていたってお母さんが言ってますよね。ぐったりしていたって状態だと医者がもうちょっとその問題を重くとりあげても良かったような感じがしますよね。

F：刑事だと裁判長が判決文の中にいろいろと書いていますよね。

みの：そこで、「医療ミスを争う裁判、大半は医師の行った診察治療行為で起きたミスの責任を争う。投薬ミスとか患者の取り違えなど。今回は医師が診察治療行為を行わなかったことがミスかの責任を争う」証明するのは難しい。

F：行うことは行ったんですが、それが不十分だったということですね。

みの：いずれにしても尊い若い命が失われてしまったということですね。
どうもありがとうございました。

放送内容中の下線は、申立人が名誉侵害及び放送倫理違反であると指摘する箇所を明示したものです。